

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 9月 4日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

品名	消防用軽量ホース		
納品場所	宇治市消防本部		
納入期限	令和9年3月26日		
物品概要及び条件	更新整備によるもの		
予 定 価 格	¥4,656,300	(税込)	最低制限価格 無
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年9月10日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 なし			
入札予定	予定日 令和8年10月7日(水)		
	場 所 宇治市役所 西館 4 階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」及び「商品提案についての注意事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年9月 4日（金）午前9時から
令和8年9月17日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

商品提案についての注意事項

参考商品以外の商品で見積もる（納入希望）場合には、仕様書に記載されている期日までに必ず商品提案を行い、宇治市の了解を得てください。商品提案が無い場合や提案商品が参考商品と同等と認められない場合には、参考商品で見積、納入していただくことになります。

仕様書に記載の規格・仕様等の内容が商品提案の資料から確認できない場合、提案商品を同等商品として認めないことがありますのでご注意ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和8年8月1日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

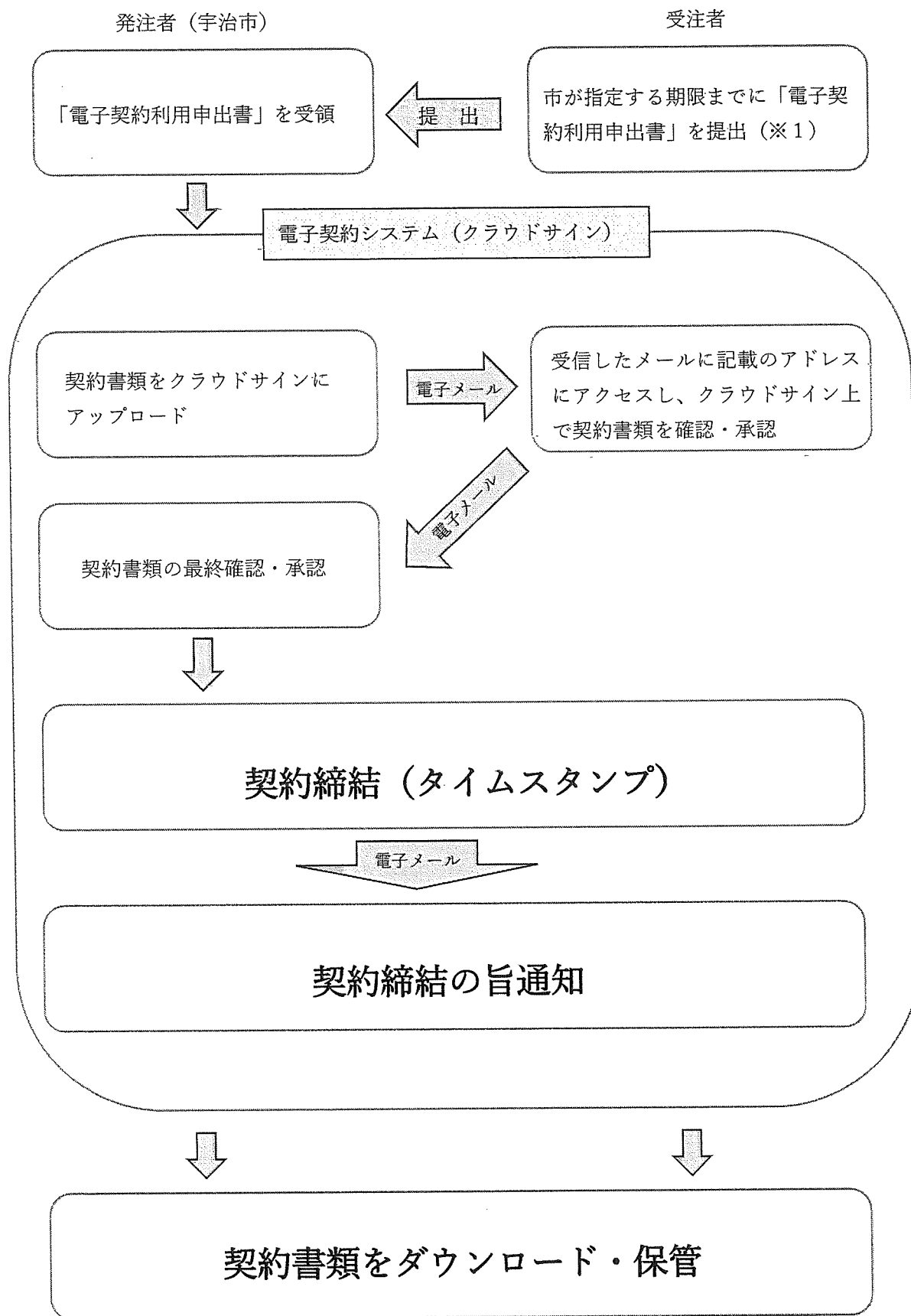
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計2名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

令和8年度

消防用軽量ホース仕様書

宇治市消防本部

消防用軽量ホース仕様書

第1 概要

- 1 この仕様書は、令和8年度において宇治市消防本部（以下「当本部」という。）に納入する消防用軽量ホース（以下「消防用ホース」という。）の仕様について定める。
- 2 消防用ホースは、一般社団法人日本消防ホース工業会会員の製品であり、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合すること。
- 3 結合金具は、消防用ホースに使用する差込式結合金具等の技術上の規格を定める省令によること。
- 4 消防用ホース及び結合金具は、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞を付すこと。
- 5 消防用ホース及び結合金具は、日本消防検定協会の品質評価を受けて、「消防用ホース及び結合金具に対する品質評価試験」に合格したものである旨の表示＜NS＞を付すること。
- 6 消防用ホースと結合金具の装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示＜認＞を付すること。

第2 規格及び数量

- 1 消防用ホースは、日本消防検定協会による品質評価試験1.6MPa個別合格品とし、下記に示す性能と同等以上の加工等が施されているものとする。

[呼称65mm] 参考商品・・・帝国繊維株式会社キンパイホース「NEWプロファイターA」

ホース内部・・・ウレタン系エラストマーまたは合成樹脂等にて加工、抗張力20.0MPa以上。

ホース内部は平滑形状とし、以下の低圧力損失性能を有すること。

流 量	1100L/m
ホース20mあたり	0.10MPa以下

ジャケット部・・・綾織、白色、耳部補強、はかま有（長さ30cm、色は別途指示、当本部が指定するホース番号を黒色で刷り込みまたは転写表示すること。）

高強度アラミド繊維が10%以上均一に配合されたタテ糸を使用し、耐熱性、耐摩耗性に優れていること。燃焼時は熔融せず炭化し、濡れホース性能を有すること。

口径・・・65mm

長さ・・・20m

摩擦回数・・・消防用ホース品質評価試験方法により、ホース全周にわたり、摩耗回数500回以上（消防用ホース品質評価細則による）に耐える性能を有すること。

ただし、使用する紙やすりは、日本消防検定協会で現在使用されている三共理化学(株)DCCR 粒度100番とする。

本数・・・85本

規格・仕様を満たし、参考商品と同程度以上のものであれば参考商品以外の商品でも可とするので、参考商品以外の商品で見積もる場合は令和8年9月10日（木）午後5時までに規格・仕様の確認できる書類を提出すること。複数の商品提案も可とするが、上記期限以降の再提案は認めない。

2 金具

（１） 施工

差金具・受金具のホース装着部はリング締めとすること。また、受金具部分は、ゴム製保護具付とする。（ゴム製保護具は、容易に取り外せる構造とし、蓄光式とする。）差金具・受金具装着部にはホースプロテクターを使用すること。

（２） 結合金具

消防用ホースと同口径の差込式接ぎ手（差金具及び受金具）とし、アルミ合金製若しくは同等品以上とする。また、押輪部分の構造はテーパ状とする。

結合金具が離脱防止機能を有し、通水の有無にかかわらず、引きずり等により不意に離脱しない構造とし、当本部が保有している既存ホースと結合しても同機能を有するものとする。

（３） はかま

差金具側及び受金具側には、指定する色の長さ30cmのはかまを付けること。

第3 納期及び納入場所

令和9年3月26日までに当本部へ納めることとする。

納入以後、速やかに消防用ホース検査成績書及び諸元表を提出すること。

第4 検収

当本部に納入した時とする。

第5 支払い

商品納入、検収の後、受注者の請求に基づいて支払うこととする。

第6 その他

- 1 保証期間中（納入日から2年間）において、当本部の過失、または異常な使用を行った場合を除き、当該物品の損傷が発見された時には受注者において無償で取替えるものとする。（ジャケット部の仕様含む。はかま長さ30cm、色は別途指示、当本部が指定するホース番号を黒色で刷り込みまたは転写表示すること。）

また、保証期間経過後でも設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不都合箇所が発見された場合においても無償にて取替え、または修理を行うものとする。

- 2 当本部が使用していた消防用ホースについて、当本部が指示した数量を受注者が引き取り、法令に基づいて処分するものとし、これにかかる全ての費用については受注者負担とする。（最大85本）
- 3 仕様書の細部について疑義が生じた場合には、全て当本部の指示を受けるものとする。